

中小企業とは

中小企業とは、日本では一般的には中小企業基本法に基づき、資本金3億円以下又は従業員300人以下の個人企業を中小企業と定義している。

但し、卸売業の場合には資本金1億円以下又は、従業員100人以下、サービス業の場合には資本金5,000万円以下又は、従業員100人以下を、小売業では資本金5,000万円以下又は、従業員50人以下を基準としている。 (量的基準)

又、中小企業のうち従業員20人以下の企業を、特に「小規模企業」と呼ぶことがある。

但し、商業又は、サービス業での「小規模企業」とは従業員5人以下を基準としている。

一般に、4人以下の企業を特に「零細企業・零細経営」と呼ぶことがある。但し、同じ従業員規模でも装置産業など大企業に属するものもある。 (質的基準)